

様式第6号 (第17条)

会 議 録

会議の名称		2023年 第2回 春日部市農業委員会総会			
開催日時		令和5年2月25日(土)		開 会	午前10時00分
				閉 会	午前11時32分
開催場所		春日部市役所本庁舎2階 全員協議会室			
議長氏名		会長 齋藤 千松			
出席者	農業委員	(出席人数：17人)			
		1	鈴木 宏	11	上原 美子
		2	小川 利雄	12	水口 健二
		3	市川 大倫	13	山崎 勇喜
		4	新井 久義	14	大塚 房男
		5	萩原 勝	15	飯島 優子
		6	池上 茂	17	伊藤 弘子
		7	川鍋 浩之	18	栗原 健次
		8	岡本 勉	19	齋藤 千松
		9	横井 貞夫		
	(欠席人数：0人)				
	事務局	(出席人数：4人)			
		農業委員会事務局長 寺林 敬峰		農業委員会事務局次長 金子 昌行	
農地振興担当主幹 三浦 邦明		農地振興担当主事 加藤 祐一			
次第及び公開、一部公開、非公開の区分		日程1 農地法第3条(委員会)：公開 日程2 農地法第5条(知事)：公開 日程3 租税特別措置法適格者証明：公開 日程4 生産緑地法従事者証明：公開			

	<p>日程5 生産緑地の取得斡旋について：公開</p> <p>日程6 農用地利用配分計画に関する意見について：公開</p> <p>日程7 春日部農業振興地域整備計画の変更に係る申出に関する意見聴取について：公開</p> <p>日程8 「春日部農業振興地域の農業の振興に関する計画」の定期検証に伴う意見聴取について：公開</p>	
一部公開・非公開の場合はその理由	<input type="checkbox"/> 要綱第3条第1号該当： <input type="checkbox"/> 要綱第3条第2号該当： <input type="checkbox"/> 要綱第3条第3号該当： <input type="checkbox"/> 要綱第3条第4号該当：	
配布資料	次第、総会資料	
会議録の作成方法	<input type="checkbox"/> 録音テープ等を使用した全文記録	
	<input checked="" type="checkbox"/> 録音テープ等を使用した要点記録	
	<input type="checkbox"/> 要点記録	
会議録署名の指定	議席番号	委員氏名
	1	鈴木 宏
	3	市川 大倫
	4	新井 久義

発 言 者	発言内容 ・ 決定事項
議長	<p>ただ今から2023年第2回総会を開会いたします。</p> <p>在任委員17名が出席しておりますので、春日部市農業委員会会議規則第6条の規定により総会は成立いたします。なお、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、推進委員につきましては現地調査をお願いしたところですが、密集を避けるということから総会への参加は不要としております。</p>
議長	<p>次に、運営委員会について小川委員長より報告がございます。</p>
委員長	<p>本日9時15分から運営委員会を開催いたしました。</p> <p>会議の内容ですが、議題として</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 生産緑地の取得斡旋について (回答) (2) 農用地利用配分計画に関する意見について (回答) (3) 春日部農業振興地域整備計画の変更に係る申出に関する意見聴取について (回答) (4) 「春日部農業振興地域の農業の振興に関する計画」の定期検証に伴う意見聴取について (回答) (5) 春日部市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の見直しについて (6) 令和5年12月の農地利用最適化推進委員の第3期の改選に向けたスケジュール等について <p>以上、6項目について協議しました。</p>
議長	<p>ありがとうございました。次に、都市計画審議会について議席番号13番山崎勇喜委員より報告がございます。</p>
委員	<p>令和5年2月7日火曜日に開催された春日部市都市計画審議会の報告をいたします。審議事項ですが、諮問第1号、春日部市立地適正化計画の改定に係る意見の聴取についてです。その内容は北春日部駅周辺土地区画整理事業についてで、居住誘導区域、都市機能誘導区域の見直し、誘導施設の設定についてです。これらは北春日部の約40ヘクタールの都市計画変更に係る会議で、その他は連絡事項でした。詳細は市ホームページで公開予定ですので確認をお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>最後に、令和4年度市町村農業委員会会長・事務局長会議について私より報告いたします。去る2月21日火曜日、午後1時30分から事務局次長が同席し、ウェブ会議に参加しました。主な内容は「人・農地関連施策の見直</p>

しに係る法改正と農業委員会の対応について」「農地利用の最適化の推進について」などがございます。詳細につきましては、来月の全員協議会で事務局より説明申し上げる予定です。

議長

本日の議題は、

- 日程 1 議案第 1 号、農地法第 3 条（委員会）、1 議案 7 件
 - 日程 2 議案第 2 号、農地法第 5 条（知事）、1 議案 8 件
 - 日程 3 議案第 3 号、租税特別措置法適格者証明、1 議案 1 件
 - 日程 4 議案第 4 号、生産緑地法従事者証明、1 議案 2 件
 - 日程 5 議案第 5 号、生産緑地の取得斡旋について、1 議案 8 件
 - 日程 6 議案第 6 号、農用地利用配分計画に関する意見について、
1 議案 1 件
 - 日程 7 議案第 7 号、春日部農業振興地域整備計画の変更に係る申出に
関する意見聴取について、1 議案 1 件
 - 日程 8 議案第 8 号、春日部農業振興地域の農業の振興に関する計画の
定期検証に伴う意見聴取について、1 議案 1 件
- となります。

議長

次に、会議規則第 35 条の規定により、議事録に署名する委員を指名いたします。それでは議席番号 1 番鈴木宏委員、3 番市川大倫委員、4 番新井久義委員を指名いたします。

議事に入る前に申し上げます。会議規則第 25 条の規定に基づき、発言の際は挙手のうえ、指名されてから起立して議席番号及び氏名を述べてから発言をお願いします。

次に事前審査の日程及び審査委員、農地利用最適化推進委員並びに議案の説明者につきましては別紙一覧でお示しのとおりです。

次に、会議規則第 10 条の「農業委員は自己または同居の親族、若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」に該当する議案がありますので、当該議案審議の際、一時退室をしていただきます。なお、次の議案審議に入る前には、入室の確認をいたします。

議長

それでは、議事にはいります。

日程 1、議案第 1 号、農地法第 3 条（委員会）を議題といたします。申請番号 4 番から 10 番について会議規則第 19 条第 3 項の規定により事務局より説明を求めます。

事務局

議案書 1 頁をご覧ください。議案第 1 号、農地法第 3 条（委員会）について、許可申請が 7 件ありましたので、審議を求めます。

はじめに、申請番号 4 番、解除条件付き賃貸借権設定。詳細は議案書のと

おり。この案件は、申請法人が他市で営農を開始しているものの、農地の賃借が行われてから間もなく、耕作の形跡がみられないこと、また、春日部での営農に必要な農機具がまだ無いなど、確実に農業を行えるか確認がとれないことから、春日部市での営農計画について聴き取り等を行い、聴き取りの結果を元に、審議を再開すべし、となった2023年第1回総会からの継続審議案件です。このことから、令和5年2月15日水曜日に譲受人に対し、農業委員会会長、職務代理、継続審査担当委員及び申請地の担当地区推進委員が出席する聴き取り調査を行ったところです。申請理由は経営規模の拡大です。案内図は1頁、詳細図は2頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。次に農地法第3条調査書1頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。なお、今回の申請は農地法による賃借権の設定です。この場合、農業委員会は、農地法第3条第4項の規定により、あらかじめその旨を市長に通知することとなっております。当該通知を受けた市長は「市の区域における農地の適正かつ総合的な利用を確保する見地から必要があると認めるときは、意見を述べることができる」こととなっております。事務局では2月20日に市長あて通知をしており、市長からは2月24日に「意見なし」との回答をいただいております。

次に、議案書2頁、申請番号5番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。申請理由は経営規模の拡大です。案内図は3頁、詳細図は4頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。次に農地法第3条調査書2頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。

次に、議案書3頁、申請番号6番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。申請理由は経営規模の拡大です。案内図は5頁、詳細図は6頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。次に農地法第3条調査書3頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。

次に、申請番号7番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。申請理由は経営規模の拡大です。案内図は7頁、詳細図は8頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。次に農地法第3条調査書4頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。

次に、申請番号8番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。申請理由は経営規模の拡大です。案内図は9頁、詳細図は10頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。譲受人の居住地は杉戸町、保有農地は春日部市の外、杉戸町にも保有しています。杉戸町の保有農地について、杉

戸町農業委員会に事務局が確認したところ、申請人は保有農地の耕作を行っている、とのことでした。次に農地法第3条調査書5頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。

次に議案書4頁、申請番号8番、詳細は議案書のとおり。申請理由は経営規模の拡大です。案内図は11頁、詳細図は12頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。譲受人の居住地は杉戸町、保有農地は春日部市の外、杉戸町、幸手市にも保有しています。各市町の保有農地について、杉戸町及び幸手市の農業委員会に事務局が確認したところ、申請人は保有農地の耕作を行っている、とのことでした。次に農地法第3条調査書6頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。

次に、申請番号10番、解除条件付き賃貸借権設定。詳細は議案書のとおり。申請理由は新規就農による賃貸借権の設定です。市内での経営に関し、2月15日水曜日に農業委員会会長、職務代理、申請地の農業委員、県農林振興センター技術普及担当職員及び農業振興課職員が出席する聴き取り会を行ったところです。案内図は13頁、詳細図は14頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。次に農地法第3条調査書7頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。なお、今回の申請は農地法による賃借権の設定です。この場合、農業委員会は、農地法第3条第4項の規定により、あらかじめその旨を市長に通知することとなっております。当該通知を受けた市長は「市の区域における農地の適正かつ総合的な利用を確保する見地から必要があると認めるときは、意見を述べることができる」こととなっております。

事務局では2月20日に市長あて通知をしており、市長からは2月24日付けで「意見なし」との返事をいただいております。

議長

おはかりいたします。はじめに推進委員より意見を求め、次に事前審査委員より報告を求めたいと思いますが、本日は新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、推進委員に出席を求めておりません。よって、推進委員に代わり担当農業委員及び事務局に報告を求めたいと思います。これにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

議長

異議なしと認め、申請番号4番について議席番号9番横井貞夫委員より担当推進委員に代わり報告を求めます。

委員	<p>議案第1号、申請番号4番について継続審査の報告をします。先ほど事務局から説明のあったとおり、本案件は2023年第1回総会からの継続案件です。そのため、令和5年2月15日水曜日に、齋藤会長、小川職務代理、区域1の遠藤推進委員、事務局職員3名と私で、申請法人に対し、聴き取り調査を行いました。はじめに、つくば市での営農状況ですが、借り受けている農地の現状の写真の提出がありました。つくば市では遊休農地を借りたため、現在も遊休農地の改善作業を行っている最中とのことでした。ただし、一部農地は改善ができたため、エンジンの作付を行っている部分も見受けられました。次に、今後の春日部市での営農ですが、申請地を農地改良し、畑としてトウモロコシ、キュウリ、ダイコンなどの野菜を作付する計画で、農機具の保管場所及び作業場は、申請法人の役員でもある地権者の母の農業用倉庫やビニールハウスを借りて行う、とのことでした。次に農機具の購入については、3月に軽トラックを購入するほか、その他農機具に関しても、随時購入予定とのことでした。以上のことから「問題なし」として報告いたしますが、聴き取りの中で、申請法人の営農計画の実現性や農業経営については、見通しが不十分な面も見受けられました。審議の結果、許可と決した場合は、今回の申請地が適正に利用、作付が行われているか引き続き注視及び指導をしていただくよう担当地区の農業委員、推進委員にお願い申し上げます、報告いたします。</p>
議長	<p>次に、申請番号5番について事務局より担当推進委員に代わり報告を求めます。</p>
事務局	<p>担当推進委員に代わりまして、議案第1号、申請番号5番について報告いたします。令和5年2月10日に、齋藤会長、濱野推進委員、及び遠藤推進委員の3名で、申請地の現地調査を実施したところ、17筆のうち13筆では稲作の跡が、2筆では畑作が行われておりました。残り2筆については竹林となっていたため、事務局より代理人に改善を促しました。後日、代理人から改善した、との連絡があったことから2月15日に齋藤会長と遠藤推進委員で再度現地確認を行ったところ、竹は伐採、抜根されておりました。このようなことから、申請地については、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。次に、申請人が幸松地区及び西宝珠花地区に保有する農地についてですが、担当地区推進委員から事務局を経由して問題がないことをうかがっております。以上のことから「問題なし」と意見を述べ報告いたします、との報告がありました。</p>
議長	<p>次に、申請番号6番、7番について議席番号1番鈴木宏委員より担当推進委員に代わり報告を求めます。</p>

委員

担当推進委員に代わりまして、議案第1号、申請番号6番及び7番について一括して報告いたします。令和5年2月10日に、山崎農業委員、朝倉推進委員、瀬尾推進委員及び私の4名で申請地及びおよび区域内にある申請人保有農地の現地調査を実施したところ、いずれの農地も適正に管理されており、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。次に、申請人が豊春地区に保有する農地についてですが、担当地区推進委員から事務局を經由して問題がないことをうかがっております。以上のことから「問題なし」と意見を述べ、報告といたします。

議長

次に、申請番号8番、9番について議席番号17番伊藤弘子委員より担当推進委員に代わり報告を求めます。

委員

担当推進委員に代わりまして、議案第1号、申請番号8番及び9番について報告いたします。

まず8番についてですが、令和5年2月9日に横井農業委員、岡本農業委員、田口推進委員、古谷推進委員、新井推進委員、事務局職員及び私の7名で申請地及び区域内にある申請人の保有農地の現地調査を行いました。調査の結果、当区域の農地は適正に利用されていることが確認できました。しかし、区域3、川辺地区にある保有農地については、地元の推進委員から、「申請人が令和4年1月に第3条の許可を得て取得した農地は、去年は申請人以外の方が耕作しており、今年の耕運も、その人が行ったことを確認している。また、区域3の現地調査時に、申請人が耕運を行っていたため、直接、話を聞いたところ、申請人以外の方が耕運をやっていたことを知らない様子だった。そのようなことから、当区域での申請人の耕作状況については、疑義が残る。」と報告がありました。以上のことから「問題あり」として報告いたします。

次に、申請番号9番について報告いたします。調査日時及び担当委員等は先ほど説明したとおりです。申請地及び区域内にある申請人の経営農地の現地調査を実施したところ、当区域の農地は農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用がされていることが確認できました。次に、申請人が幸松地区で経営している農地についてですが、担当地区推進委員から事務局を經由して、問題がないことをうかがっております。以上のことから「問題なし」と意見を述べ、報告といたします。

議長

次に、申請番号10番について議席番号7番川鍋浩之委員より担当推進委員に代わり報告を求めます。

委員	<p>担当推進委員に代わりまして、議案第1号、申請番号10番について2点報告いたします。農地法第3条申請に関する調査として、令和5年2月13日に、小川職務代理、石川推進委員、小川推進委員及び私の4名で申請地の現地調査を実施したところ、いずれの農地も適正に管理されており、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。次に、申請人に対する2月15日に行われた申請法人の新規就農に関する聴き取り調査についてですが、私も担当地区の農業委員として出席いたしました。聴き取り調査では、申請法人から会社の概要や今後の営農計画等について説明を受けました。申請地ではイチゴハウスを建設し、出荷型の農業経営を行う計画、とのことでした。聴き取り調査の結果、出席者の間では申請法人は新規就農者として問題なし、と判断いたしました。以上のことから「問題なし」と意見を述べ、報告といたします。</p>
議長	<p>次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号13番山崎勇喜委員より申請番号4番から10番の事前審査の報告を求めます。</p>
委員	<p>議案第1号、申請番号4番について事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示しのとおりです。本案件は2023年第1回総会からの継続案件であり、担当農業委員へ聴き取りの結果の報告を求めたところ、つくば市での営農状況や春日部市での営農計画及び農機具の状況等について確認が出来た、との報告がありました。このことから当該申請については、事前審査委員5人の合議により「許可」とすることと決しましたが、担当農業委員から報告のありましたとおり、聴き取りの中で、申請法人の営農計画の実現性や農業経営については、見通しが不十分な面も見受けられた、とのことでしたので、許可と決した場合は、今回の申請地が適正に利用、作付が行われているか、引き続き注視、及び指導していただくよう担当地区の農業委員、推進委員にお願い申し上げます。</p> <p>次に、申請番号5番について事前審査の報告をします。担当推進委員に意見を求めたところ、申請農地の一部が竹林になっていましたが、その後、改善されたため、問題なしとの報告がありました。以上のことから当該申請については、事前審査委員5人の合議により「許可」とすることと決しました。</p> <p>次に申請番号8番について、事前審査の報告をします。担当推進委員に意見を求めたところ、区域4の農地については問題がなかったとのことですが、区域3の川辺地区にある保有農地については、地元の推進委員から、去年取得した農地の耕作について、申請人自身が耕作をしているのか疑義が残る、と報告がありました。従って、申請人に対して、保有農地の耕作状況について聴き取り等を行い、聴き取りの結果を元に、審議を再開するのが望ましいと考えます。以上のことから当該申請については、事前審査委員5人の合議により「継続審議」とすることと決しました。</p>

次に申請番号6番から7番、9番から10番について一括して事前審査の報告をします。担当地区推進委員の意見を求めたところ、問題はなく、申請地及び申請人保有農地の調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用がされていることを確認し、問題なし、との報告がありました。以上のことから当該申請については、事前審査委員5人の合議により「許可」とすることと決しました。

議長

これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長

質疑なしと認め、質疑を終結します。おはかりします。申請番号8番について、事前審査委員より継続審議と報告がありました。よって、申請番号8番と、申請番号4番から7番、9番及び10番を別々に審議することに異議ございませんか。

(なしの声あり)

議長

異議なしと認めます。採決にはいります。申請番号8番を事前審査の報告のとおり、継続審議とすることに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長

起立全員です。よって、議案第1号、農地法第3条(委員会)について申請番号8番を継続審議と決しました。担当農業委員は引き続き調査をお願いいたします。

議長

次に、申請番号4番から7番、9番及び10番を原案のとおり許可することに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長

起立全員です。よって、議案第1号、農地法第3条(委員会)について申請番号4番から7番、9番及び10番を許可と決しました。

議長

次に、日程2、議案第2号、農地法第5条(知事)を議題といたします。会議規則第19条第3項により申請番号6番、及び9番から15番について事務局より説明を求めます。

事務局

議案書5頁をご覧ください。議案第2号、農地法第5条(知事)について、許可申請が8件ありましたので、審議を求めます。

申請番号6番、使用貸借権設定。詳細は議案書のとおり。この案件は申請人保有農地に農地法の許可を得ていない建物があったため、事務局より申請代理人を通して該当地の是正を指導しましたが、是正は完了しなかったため、保有農地の是正が完了した後、審議を再開すべきとなった2023年第1回総会からの継続審議案件です。2月16日に申請代理人に是正の状況について確認を求めたところ、現在も是正を行っている最中、と報告を受けています。転用計画は農地改良工事で、申請地は以前から水田として耕作されていましたが、地盤が軟弱なためトラクターが潜ってしまい、作業効率が悪いことから、対策として土を盛り、陸田として耕作するために、この度の申請に至ったものです。工事内容は、現在の表土を耕作土として使用するため建設根伐発生土を搬入したあと、表土を埋め戻す客土Cの方法で行うとのこと。改良後は米を作付けする計画です。案内図は15頁、詳細図は16頁から19頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。工事期間は許可日から9か月です。農用地からの一時転用については、適合証明書が添付されています。農地の転用については、申請地14筆のうち13筆については該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が、もう1筆については地区除外証明書が添付されています。資金計画については、自己資金として金融機関の残高証明書が添付されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は農振農用地です。また、申請面積が30アール以上のため、農地法第5条第3項の規定に基づき農業委員会ネットワーク機構、一般社団法人埼玉県農業会議に意見を求めます。

次に、議案書6頁、申請番号9番、使用貸借権設定。詳細は議案書のとおり。転用計画は自己用住宅を建築するため、市街化調整区域に長期、居住する者の親族のための自己用住宅に該当します。案内図は21頁、詳細図は22頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については証明書が添付されています。農地の転用については該当する土地改良区発行の意見書が添付されています。接続道路は南側の道路に接続していません。被害防除措置はコンクリートブロックを設置します。雨水は敷地内浸透処理です。生活排水は合併処理浄化槽で処理後、水路に放流する計画です。資金計画については、金融機関からの融資で、住宅ローン事前審査結果が添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に一般開発事業協議申請書が提出されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に、申請番号10番、使用貸借権設定。詳細は議案書のとおり。転用計画は農地改良工事で、申請地は以前から水田として耕作されていましたが、水が溜まりやすく、田植え、稲刈り等の農機具操作が大変なことがあること

から、対策として嵩上げし、畑として麦を作付けするために、この度の申請に至ったものです。工事内容は、現在の表土を耕作土として使用するため建設残土を搬入したあと、表土を埋め戻す客土Cの方法で行うとのこと。案内図は23頁、詳細図は24頁から26頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。工事期間は許可日から6か月です。農用地からの一時転用については、適合証明書が添付されています。農地の転用については、該当する土地改良区のうち、1つの改良区からは支障ない旨の意見書が、もう一つの改良区からは意見書を申請中、との書類が添付されています。資金計画については、自己資金として金融機関の残高証明書が添付されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は農振農用地です。また、申請面積が30アール以上のため、農地法第5条第3項の規定に基づき農業委員会ネットワーク機構、一般社団法人埼玉県農業会議に意見を求めます。

次に、申請番号11番、賃貸借権設定。詳細は議案書のとおり。申請法人は建設業を営んでおり、転用計画は駐車場の新設です。現在は本社敷地内に従業員用、営業用、来客用の車両、作業用車両を駐車していますが、縦列駐車で車両を入れ替えながら使用し、来客が多い時や作業用の車両、ダンプが出入りするときは敷地内に駐車スペースが不足することから、駐車場を新設する計画です。新設する駐車場には、従業員用車両5台を置き、本社敷地内の駐車場は主に来客用駐車場として活用する、とのこと。案内図は27頁、詳細図は28頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については、証明書が添付されています。農地の転用については該当する土地改良区発行の意見書が添付されています。接続道路は北側及び西側の道路に接続しています。被害防除措置は単管パイプを設置してネットを張ります。雨水は、真砂土敷のため、敷地内浸透処理です。資金計画については、自己資金で、金融機関の残高証明書が添付されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に、議案書7頁、申請番号12番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。申請法人は仮設足場組立業を営んでおり、転用計画は、資材置場の設置です。今まで入間郡及び足立区に資材置場を賃借し、事業で使用する足場板、枠材、パネル、パイプ等を置いて使用してきましたが、土地の所有者から令和5年2月末までに返却するよう求められたこと、資材の盗難やゴミの置き去りに苦慮していること、事業実績が上がっていることを踏まえ、事務所に比較的近い場所に資材置場を新設したいと考え、申請に至ったものです。しかし、現在使用している資材置場の賃借状況を示す書類の添付がないため、代理人に提出を求めているところです。申請地には、事業で使用する足場板、枠材、パネル、パイプ等を置く、とのことで、現在賃借している資材置場は返還する、とのこと。案内図は29頁、詳細図は30頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については、証明書が添付され

ています。農地転用については、該当する土地改良区発行の意見書が添付されています。接続道路は東側の道路に接続しています。被害防除措置として、鋼製パネルを設置します。雨水は、再生砕石敷きのため敷地内浸透処理です。資金計画については、自己資金で金融機関の残高証明書が添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に一般開発事業協議申請書が提出されています。農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に、申請番号13番、賃貸借権設定。詳細は議案書のとおり。申請法人は上下水道設備業を営んでおり、転用計画は、資材置場の設置です。今まで本社敷地内に、事業で使用する管財、型枠材の他、トラック2台、油圧シャベル2台を置いていましたが、手狭になっており、従業員及び来客者用の車は道路上の通行に支障のない場所に停めている状態のため、資材置場を新設したいと考え、申請に至ったものです。申請地には、今まで本社敷地内に置いていた管財、型枠材の他、トラック2台、油圧シャベル2台を置く予定とのことです。案内図は31頁、詳細図は32頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については、証明書が添付されています。農地転用については該当する土地改良区発行の意見書が添付されています。接続道路は北側の道路に接続しています。被害防除措置として、コンクリートブロックを設置します。雨水は、砕石敷きのため敷地内浸透処理です。資金計画については、自己資金で金融機関の残高証明書が添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に一般開発事業協議申請書が提出されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に、申請番号14番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。申請法人は介護老人保健施設、いわゆる特別養護老人ホームを運営しており、転用計画は、従業員用駐輪場の設置です。施設規模の拡大により、自転車通勤職員が増となることから、駐輪場が不足したため、申請に至ったものです。申請地には、増員した自転車通勤職員32台分の自転車を置く予定とのことです。案内図は33頁、詳細図は34頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については、令和5年1月13日付駐輪場で公告済の証明書が添付されています。該当する土地改良区はありません。申請地は東側で既存の施設敷地に接続しています。被害防除措置として、コンクリートブロックを設置します。雨水は、砕石敷きのため敷地内浸透処理です。資金計画については、自己資金で金融機関の残高証明書が添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に一般開発事業協議申請書が提出されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に、申請番号15番、使用貸借権設定。詳細は議案書のとおり。転用計

画は、農地改良工事で、申請地は以前から水田として耕作されていましたが、果樹栽培に移行するため、この度の申請に至ったものです。工事内容は、現在の表土を耕作土として使用するため建設残土を搬入したあと、表土を埋め戻す客土Cの方法で行うとのことです。改良後は、ミカン、柿を作付けする計画です。案内図は35頁、詳細図は36頁から41頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。工事期間は許可日から2か月半です。農用地からの除外については、証明書が添付されています。農地の転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。資金計画については、自己資金として金融機関の残高証明書が添付されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集団的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

議長

本案のうち、申請番号15番については、農業委員会会議規則第10条の規定により議事参与の制限に該当いたしますので、その他の申請番号6番、9番から14番と別々に審議いたします。はじめに、申請番号15番の審議を行いますので、該当する委員に一時退室を求めます。議席番号2番小川利雄委員は退室をお願いいたします。この際、暫時休憩いたします。

(休憩) (小川委員退室)

議長

休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に、申請番号15番について議席番号7番川鍋浩之委員より担当推進委員に代わり報告を求めます。

委員

担当推進委員に代わりまして、申請番号15番について報告いたします。令和5年2月13日に、石川推進委員、小川推進委員、及び私の3名で申請地及び所有農地の現地調査を実施したところ、いずれの農地も適正に管理されており、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから「問題なし」と意見を述べ、報告いたします。

議長

次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号14番大塚房男委員より申請番号15番の事前審査の報告を求めます。

委員

申請番号15番について報告いたします。日時、事前審査委員等はお示しのとおりです。担当地区推進委員に意見を求めたところ、特に問題は無く、現地調査の結果、申請農地については、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認しました。申請にも問題はないこと、周辺農地に及ぶ影響もないと思われまます。以上のこ

とから、この案件については、会議規則第10条の規定に基づき、小川職務代理が退室した上で、事前審査委員4人の合議により「許可相当」とすることと決しました。

議長

これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長

質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。議案第2号、農地法第5条(知事)、申請番号15番を事前審査委員の報告のとおり許可相当とすることに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長

起立全員です。よって、議案第2号、農地法第5条(知事)、申請番号15番を許可相当と意見を付して県知事に送付いたします。

この際、暫時休憩といたします。

それでは、委員の入室をお願いします。

(休憩)(小川委員入室)

議長

休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に、申請番号6番について、継続審査を担当する議席番号12番水口健二委員より報告を求めます。

委員

議案第2号、申請番号6番について、継続審査の報告をします。先ほど事務局から説明のあったとおり、本案件は、2023年第1回総会からの継続案件です。令和5年2月9日木曜日午前9時30分より担当地区農業委員及び推進委員が現地調査を行ったところ、前回、建物があった、と指摘のあった農地ひと筆については、建物の撤去が完了していなかった、との報告を受けました。以上のことから「問題あり」として報告いたします。

議長

次に、申請番号9番について議席番号6番池上茂委員より担当推進委員に代わり報告を求めます。

委員

担当推進委員に代わりまして、申請番号9番について、報告いたします。令和5年2月8日に、水口農業委員、石井推進委員、横川推進委員及び私の4名で申請地及び申請人保有農地の現地調査を実施したところ、いずれの農地も適正に管理されており、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の

適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから「問題なし」と意見を述べ、報告いたします。

議長

次に、申請番号10番について議席番号8番岡本勉委員より担当推進委員に代わり報告を求めます。

委員

担当推進委員に代わりまして、申請番号10番について、報告いたします。令和5年2月9日午前9時30分より横井農業委員、伊藤農業委員、古谷推進委員、新井推進委員、田口推進委員、事務局職員及び私の7名で申請地、および区域内にある申請人の保有農地の現地調査を行いました。申請人は令和4年10月の農地法第3条申請の際に、経営農地の一部について、十分な管理が行えていなかったため、10月総会では継続審議となり、営農計画の聴き取りを行った後、続く11月総会で許可となったものです。

今回の計画は、11月に取得した農地を畑にし、そこで麦を作付する予定、とのことですが、今回の現地調査の結果、昨年、聴き取り会で適正な管理を指導した経営農地については、草刈など最低限の管理がされている状態ではありますが、作付がすぐに出来る状況ではありませんでした。このような申請人の営農状況を考慮すると、農地改良をしたとしても、その後、本当に麦の作付が行えるのか疑問が残ります。以上のことから「問題あり」として報告いたします。

議長

次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号14番大塚房男委員より申請番号6番、9番から14番の事前審査の報告を求めます。

委員

はじめに申請番号6番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示しのとおりです。継続審査を担当する農業委員に意見を求めたところ、継続審査の原因となった申請人保有農地の、農地法の許可を得ていない建物については、まだ是正が完了していませんでした、と報告がありました。事前審査において現地調査したところ、建物の取り壊しは済んでいるものの、その残骸が残っていたこと、また農地内に雑木が複数生えている状態でした。これらの状況から、埼玉県審査にあたっては、農地の改善状況を十分見極めることを条件とし、事前審査委員5人の合議により「許可相当」とすることと決しました。

次に、申請番号10番について事前審査の報告をします。今回の申請は、11月に取得した農地を畑にし、そこで麦を作付けする予定、とのことですが、事前審査における現地調査では問題は見受けられなかったものの、担当地区推進委員に意見を求めたところでは、昨年11月の農地取得申請にかかる聴き取り会で適正な管理を指導した経営農地については、草刈など最低限の管理がされている状態ですが、作付がすぐに出来る状況ではありませんで

した。このような申請人の営農状況を考慮すると、農地改良をしたとしても、その後、本当に麦の作付が行えるのか、疑問が残る、とのことから「問題あり」と報告がありました。従って、代理人及び申請人に対し、今後の営農計画等の確認を行ったのち、審議を再開すべきと考えます。以上のことから、事前審査委員5人の合議により「継続審議」とすることと決しました。

次に、申請番号12番について事前審査の報告をします。現地調査の結果、申請農地については、問題はありませんでしたが、事務局からの説明のあったとおり、現在使用している資材置場の賃借の状況を示す書類の添付がありません。以上のことから、埼玉県の審査にあたっては、現在使用している資材置場の状況を十分精査することを条件とし、事前審査委員5人の合議により「許可相当」とすることと決しました。

次に、申請番号9番、11番、13番、14番について一括して報告いたします。現地調査の結果、申請農地については、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認しました。申請にも問題はないこと、周辺農地に及ぶ影響もないと思われます。以上のことから、事前審査委員5人の合議により「許可相当」とすることと決しました。

議長 これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結します。おはかりします。申請番号10番について、事前審査委員より継続審議とすべき、と報告がありました。

次に、申請番号6番、12番について、事前審査委員より許可相当とし、条件を付する必要がある、と報告がありました。

よって、はじめに申請番号10番、次に、申請番号6番、12番、その次に、申請番号9番、11番、13番、14番を別々に審議することに異議ございませんか。

(なしの声有り)

議長 異議なしと認めます。採決にはいります。申請番号10番を事前審査委員の報告のとおり、継続審議とすることに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長 起立全員です。よって、議案第2号、農地法第5条(知事)、申請番号10番を継続審議と決しました。担当農業委員は引き続き調査をお願いいたし

	<p>ます。</p>
<p>議長</p>	<p>次に、申請番号6番、12番を許可相当とし、ただし事前審査委員の報告のとおり、意見書に条件を付することに賛成の委員の起立を求めます。</p> <p>(全員起立)</p>
<p>議長</p>	<p>起立全員です。よって、議案第2号、農地法第5条(知事)、申請番号6番、12番を許可相当とし、ただし意見書に条件を付して県知事に送付いたします。6番については農地法第5条第3項の規定に基づき、農業委員会ネットワーク機構一般社団法人埼玉県農業会議の意見を付して県知事に送付いたします。</p>
<p>議長</p>	<p>次に、申請番号9番、11番、13番、14番を事前審査委員の報告のとおり許可相当とすることに、賛成の委員の起立を求めます。</p> <p>(全員起立)</p>
<p>議長</p>	<p>起立全員です。よって、議案第2号、農地法第5条(知事)、申請番号9番、11番、13番、14番を許可相当と意見を付して、県知事に送付いたします。</p>
<p>議長</p>	<p>次に日程3 議案第3号、租税特別措置法適格者証明を議題といたします。会議規則第19条第3項により、申請番号4番について、事務局より説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案書8頁をご覧ください。議案第3号、租税特別措置法適格者証明について申請が1件ありましたので、審議を求めます。租税特別措置法適格者証明は、申請人が租税特別措置法の適格者であることを証明するもので、農地等に係る相続税の納税猶予の適用を受けるために必要な書類です。新規に適用を受ける場合又は3年毎に引き続き適用を受ける場合に必要となり、申請人が農業経営を行い対象農地が適正に管理されていることを証明するものです。</p> <p>申請番号4番。詳細は議案書のとおり。案内図は42頁、及びスクリーンをご覧ください。本申請は納税猶予の継続申請です。申請理由は申請農地を相続したことにより、相続税の納税猶予の制度の適用に関し、租税特別措置法適格者証明願いがあったものです。申請者が経営主で年間従事日数は100日です。</p>

議長	次に、申請番号4番について議席番号3番市川大倫委員より担当推進委員に代わり報告を求めます。
委員	担当推進委員に代わりまして、申請番号4番について報告いたします。令和5年2月13日に、上原農業委員、遠藤推進委員、大塚推進委員と私の4名で、申請地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用がされていることが確認できました。以上のことから「問題なし」と意見を述べ報告といたします。
議長	次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号15番飯島優子委員より申請番号4番の事前審査の報告を求めます。
委員	申請番号4番について事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示しのとおりです。申請地に関し、担当地区推進委員の意見を求めたところ、問題なく、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されているとの報告を受けました。以上のことから、事前審査委員5人の合議により「証明する」と決しました。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。 (質問、意見なし)
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号4番を事前審査委員の報告のとおり証明することに賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第3号、租税特別措置法適格者証明、申請番号4番について証明書を発行することと決しました。
議長	次に日程4、議案第4号、生産緑地法従事者証明を議題といたします。申請番号1番、2番について、事務局より説明を求めます。
事務局	議案書の11頁をご覧ください。議案第4号、生産緑地法従事者証明について証明願が2件あったので、審議を求めます。生産緑地に指定された市街化区域内の農地は、一般農地としての課税になりますが、基本的にこれを解除することができなくなり、開発行為が制限されるなどの制約を受けます。ただし、一定の事由が発生した場合に、生産緑地法の第10条の規定により市に対して買い取りの申し出をすることができるようになっています。当該

議案の証明願いにつきまして、生産緑地法第10条の規定に基づく生産緑地の買取り申出をするため、「春日部市生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書発行規程」に基づき「農業の主たる従事者」としての要件を満たしていることを証明するものです。

申請番号1番、詳細は議案書のとおり。案内図は43頁、及びスクリーンをご覧ください。申請理由は対象者がこれまで農業を営んでおりましたが、令和4年11月30日に死亡したことにより、申請人が、農業を続けられないため、この度の申請に至ったものです。

次に、申請番号2番、詳細は議案書のとおり。案内図は44頁、及びスクリーンをご覧ください。申請理由は対象者が農業従事日数100日でこれまで農業を営んでおりましたが、医師より農業を継続して行える状態でない旨の診断が令和5年1月24日にあったことにより、この度の申請に至ったものです。

議長 次に、申請番号1番、2番について議席番号4番新井久義委員より担当推進委員に代わり報告を求めます。

委員 担当推進委員に代わりまして、申請番号1番、2番について一括して報告いたします。令和5年2月11日に、大塚農業委員、田口推進委員、野村推進委員と私の4名で、申請地の現地調査を実施したところ、いずれの農地も農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用がされていることが確認できました。以上のことから「問題なし」と意見を述べ、報告といたします

議長 次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号15番飯島優子委員より申請番号1番、2番の事前審査の報告を求めます。

委員 申請番号1番、2番について一括して事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示しのとおりです。申請地に関し、担当地区推進委員の意見を求めたところ、問題なく、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されているとの報告を受けました。以上のことから、事前審査委員5人の合議により証明することと決しました。

議長 これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号1番、2番を事前審査委員の報告のとおり証明することに賛成の委員の起立を求

	<p>めます。</p> <p>(全員起立)</p>
議長	<p>起立全員です。よって、議案第4号、生産緑地法従事者証明、申請番号1番、2番について証明書を発行することと決しました。</p>
議長	<p>次に日程5、議案第5号、生産緑地の取得斡旋について、を議題といたします。会議規則第19条第3項により、このことについて、事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書の12頁から13頁をご覧ください。議案第5号、生産緑地の取得斡旋について、斡旋依頼が8件あったので、審議を求めます。生産緑地法第13条の規定に基づき、春日部市が買い取らないことが決定した生産緑地については、農業者への斡旋を行うにあたり、生産緑地法第17条の2の規定に基づき、依頼があったものです。この斡旋により、生産緑地を取得するためには、農地法第3条許可の手続きが必要です。また取得後は農地として管理することが義務付けられています。春日部市長から令和4年12月28日付け及び令和5年1月17日付けにて当該生産緑地の取得斡旋の依頼があったので、2月8日まで農業委員に斡旋のお願いと、2月24日まで市ホームページにも公開しましたが、共に申出はありませんでした。よって、議案書14頁のとおり「買取希望の申出者はありませんでした」と回答してよいか、ご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。議案第5号、生産緑地の取得斡旋について、原案のとおり回答することに賛成の委員の起立を求めます。</p> <p>(全員起立)</p>
議長	<p>起立全員です。よって、議案第5号、生産緑地の取得斡旋について、原案のとおり回答することに決しました。</p>
議長	<p>次に、日程6、議案第6号、農用地利用配分計画に関する意見について、を議題といたします。会議規則第19条第3項によりこのことについて、事</p>

	務局より説明を求めます。
委員	議案書 17 頁をご覧ください。議案第 6 号、農用地利用配分計画に関する意見について、これは農地中間管理権を有する農地を転借するための農用地利用配分計画です。春日部市長から農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、意見を求められたので、審議を求めるものです。1 月 25 日に農業委員に説明し、2 月 8 日まで意見の聴取を依頼しましたが意見はありませんでした。よって、議案書 18 頁のとおり回答してよいか、ご審議お願いいたします。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。 (質問、意見なし)
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。議案第 6 号、農用地利用配分計画に関する意見について、原案のとおり回答することに賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第 6 号、農用地利用配分計画に関する意見について、原案のとおり回答することに決しました。
議長	次に日程 7 議案第 7 号、春日部農業振興地域整備計画の変更に係る申出に関する意見聴取について、を議題といたします。会議規則第 19 条第 3 項によりこのことについて、事務局より説明を求めます。
事務局	議案書 21 頁をご覧ください。議案第 7 号、春日部農業振興地域整備計画の変更に係る申出に関する意見について、春日部市長から農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 1 項の規定により意見を求められたので、審議を求めるものです。1 月 25 日に農業委員に説明し、2 月 8 日まで意見の聴取を依頼しましたが、意見はありませんでした。よって、議案書 22 頁のとおり春日部市長あて回答してよいか、ご審議お願いいたします。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。 (質問、意見なし)
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。議案第 7 号、春

日部農業振興地域整備計画の変更に係る申出に関する意見聴取について、原案のとおり回答することに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長 起立全員です。よって、議案第7号、春日部農業振興地域整備計画の変更に係る申出に関する意見聴取について、原案のとおり回答することに決しました。

議長 次に日程8、議案第8号、春日部農業振興地域の農業の振興に関する計画の定期検証に伴う意見聴取について、を議題といたします。会議規則第19条第3項により、このことについて、事務局より説明を求めます。

事務局 議案書25頁をご覧ください。議案第8号、春日部農業振興地域の農業に関する計画の定期検証に伴う意見聴取について、議案第7号で説明した27号計画に位置づけられた施設に関しては、当該農業振興地域の特性に応じた農業の振興が図られているか否かについて定期的に検証する必要があります。春日部市長から、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の5第1項27号のハの規定により、意見を求められたので、審議を求めるものです。1月25日に農業委員に説明し、2月8日まで意見の聴取を依頼しましたが、意見はありませんでした。よって、議案書26頁のとおり回答してよいか、ご審議お願いいたします。

議長 これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。議案第8号、春日部農業振興地域の農業の振興に関する計画の定期検証に伴う意見聴取について、原案のとおり回答することに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長 起立全員です。よって、議案第8号、春日部農業振興地域の農業の振興に関する計画の定期検証に伴う意見聴取について、原案のとおり回答することに決しました。

議長 次に、
日程9 報告第1号、農地法第3条の3（相続等による権利移動）

議長

日程10 報告第2号、農地法第4条（届出）、
 日程11 報告第3号、農地法第5条（届出）、
 日程12 報告第4号、農地法第18条（通知）、
 日程13 報告第5号、違反転用事案報告、
 つきましては、議案書の32頁から40頁にお示しのとおりです。
 以上で議案は終了しました。

議長

次に、配布資料につきましては、お手元の資料のとおりです。

議長

次に、その他でございますが、何かありますか。

議長

次に、次回日程及び次回事前審査につきましては、事務連絡にてお示しのとおりです。

議長

本日の議案の審議ならびに報告等はすべて終了いたしました。

議長

以上をもちまして、2023年第2回総会を閉会いたします。

閉会（午前11時32分）

議事の顛末・概要を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

署名者の職・氏名

議長 会長 _____

農業委員 _____ 番

農業委員 _____ 番

農業委員 _____ 番